

指定居宅介護事業所運営規程

事業者：株式会社ケアサポートふきのとう

株式会社ケアサポートふきのとう指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ケアサポートふきのとう（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために護等の提供を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等と連絡調整その他の便宜の提供を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 株式会社ケアサポートふきのとう
- (2) 所在地 諏訪郡下諏訪町3 1 3 4-7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名（管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (3) 事務職員 1名（兼務）
事務職員は、居宅介護支援事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料の野田の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - (2) 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められた場所において開催する。
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、下諏訪町、諏訪市、岡谷市の区域とする。

(緊急時における対応)

第8条 事業所の従業者は、指定居宅介護支援の提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難の場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止について)

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定する。

虐待防止に関する責任者	サービス提供責任者：田嶋 富貴
-------------	-----------------

(2) 成年後見制度の利用を支援する。

(3) 苦情解決体制を整備している。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施している。

(秘密保持)

第11条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用者との契約終了後も同様とする。

2 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による指定居宅介護等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第13条 事業者は、利用者とは適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援を行う。

(苦情解決体制の整備)

第14条 事業者は、指定居宅介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、5年間保存する。

また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に努める。

3 事業者は、指定居宅介護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは、提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言

に従って必要な改善を行う。

- 4 事業者は、提供した指定居宅介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 提供した指定居宅介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(従業者の研修)

第15条 事業者は、すべての介護支援専門員等に対し、資質向上を図るための研修計画を作成し、当該計画に従い事業所内研修を実施するとともに、研修機関等が実施する外部研修への参加の機会を確保する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、指定居宅介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに条例・規則に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する

この規程は、令和3年4月1日から施行する